

神奈川県民俗芸能保存協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県民俗芸能保存協会と称する。

(目的)

第2条 本会は民俗芸能等に関する保護・育成をはかるため、適切な方策を講じ、もって郷土の民俗芸能等の継承及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 後継者の育成指導
- 2 啓発事業（機関誌の刊行、研究会、講習会、芸能鑑賞会等の開催・後援）
- 3 各種民俗芸能等の公開
- 4 各種民俗芸能等の調査、研究並びに資料の作成
- 5 関係諸機関及び他団体との連絡、提携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 学生会員
- 2 普通会员は、理事会において承認された個人及び団体で、第5条の規定により会費を納入するもの。
- 3 特別会員は、理事会において推薦された個人及び団体。
- 4 賛助会員は、本会の趣旨、活動に賛同する個人及び団体で、第5条の規定により賛助会費を納入するもの。
- 5 学生会員は、学校教育法に定める学生の身分に有る個人で、第5条の規定により会費を納入するもの。

(会費)

第5条 本会の会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 1口、個人年額2,500円・団体年額5,000円。
ただし、口数は随意とする。
- (2) 特別会員については、別に定めない。
- (3) 学生会員は一口1,000円とする。
- (4) 賛助会員は個人・団体に関わらず1口5,000円とし、口数は随意とする。
- (5) 会費は原則として、各年度5月末日までに事務局に納入する。

(会員資格の喪失)

第6条 普通会员及び賛助会員にして会費を2年以上納入しないときは、会員の資格を失う。また、理事会は会員にして適当と認めがたいものについては、除名することができる。

- 2 学生会員は学生等の身分を喪失した時点で、本人から退会の申し出がなければ、普通個人会員に移行するものとする。

第3章 役員

(役員の設定)

第7条 本会は次の役員をおく。

- | | |
|-----|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理 事 | 16名以内 |
| 監 事 | 2名 |

(役員の設定)

第8条 理事並びに監事は、総会の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長は、理事会の互選により定める。ただし総会の議決によって会員外の適任者を会長に推すことができる。
この場合、理事を兼ねるものとする。

(理事会)

第9条 理事は、理事会を構成し、会務執行の責に任ずる。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総括し、会議を招集し議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従い、これを代行する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査し、理事会及び総会に対して監査の結果を報告する。

- (任期)
第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。
2 補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。
(顧問等)
第11条 本会に顧問及び参与をおくことができる。
2 顧問及び参与は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
3 顧問及び参与は、会長の諮問にこたえ必要により理事会に対して意見を述べるができる。

第4章 会議

- (会議)
第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。
2 総会は、予算、事業計画を議決し、決算、事業報告を承認し、会則改正その他重要事項を議決する。
3 理事会は、会務執行に伴う重要事項を審議する。

- (議決)
第13条 会議は、出席すべき者の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計及び事務

- (会計)
第14条 本会の経費は、会費、寄附金、補助金その他収入をもってこれに充てる。
(会計年度)
第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
(会計規程)
第16条 本会の会計は、別に定める会計規程による。

第6章 事務局等

- (事務局)
第17条 本会の会務を処理するため事務局をおく。
2 事務局の設置場所は、理事会で決定し、総会に報告する。
3 事務局には事務局長、事務局次長、会計その他必要な職をおく。
4 事務局長及び事務局次長は、役員から選出し、その他の事務局員は、理事会の議決により決定する。
(委員会)
第18条 第3条に定める事業を行うため、理事会の議決により、各種委員会を設置することができる。

第7章 補足

- (委任)
第19条 この会則に定めていない事項は、必要に応じ理事会において定める。

附則

- この会則は、昭和44年7月14日から施行する。
附則 (昭和51年6月22日一部改正)
この会則は、昭和51年6月22日から施行する。
附則 (平成3年5月17日一部改正)
この会則は、平成3年5月17日から施行する。
附則 (平成11年5月23日一部改正)
この会則は、平成11年5月23日から施行する。
附則 (平成13年6月24日一部改正)
この会則は、平成11年5月23日から施行する。
附則 (平成17年6月26日一部改正)
この会則は、平成17年6月26日から施行する。
附則 (平成19年7月8日一部改正)
この会則は、平成20年4月1日から施行する。
附則 (平成22年7月18日一部改正)
この会則は、平成22年7月18日から施行する。
附則 (平成24年3月18日一部改正)
この会則は、平成24年4月1日から施行する。
附則 (平成26年6月1日一部改正)
この会則は、平成26年6月1日から施行する。